

令和8年度 就学援助のお知らせ

小・中学校に通学しているお子さまがいるご家庭で、援助を希望する方のうち一定の基準を満たす方には、学校でかかる費用の一部を区が援助します（学校への納付金が免除になる制度ではありません）。

ご希望の方は、お申し込みください。

※申請及び審査結果については、学校に情報提供を行います。

※申請は年度ごとにする必要があります（自動的に更新はされません）。昨年度申請をしている方も忘れずに申請をしてください。

1 援助を受けられる方

墨田区に住所があり、小・中学校に通学しているお子さまの保護者で、次のいずれかにあてはまる方

- ◇ 生活保護を受けている方
- ◇ 国民年金保険料の免除を承認されている方
- ◇ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ◇ お子さまと生計を一にする世帯全員の令和7年1月から令和7年12月までの総所得金額等の合計が認定基準額以下の方（その他援助を必要と認められる方）

[認定基準額のめやす]

※認定基準額は、世帯構成・年齢などにより異なります。また、この計算は審査時にシステムで行うため、事前にお答えできませんのでご了承ください。

世帯人数	世帯構成（参考例）	認定基準額（めやす）
2人	母（35歳） 子（小6） ※ひとり親世帯	約326万円
3人	父（36歳） 母（32歳） 子（小3）	約366万円
4人	父（40歳） 母（36歳） 子（小6） 子（5歳）	約402万円
5人	父（44歳） 母（40歳） 子（17歳） 子（中1） 子（小4）	約491万円
6人	父（48歳） 母（44歳） 子（中3） 子（小5） 子（小1） 祖母（75歳）	約537万円

※所得とは、給与所得の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を、事業所得等の場合は確定申告書の「所得金額欄の合計の額（必要経費差引後の額）」をいいます。

2 申請方法

右のQRコードより申請してください。

PCなどで申請する場合は、「墨田区 就学援助」で検索してください。

※紙の申請書での申請を希望される方は、申請書を学務課窓口へ提出するか、郵送してください。申請書は学務課窓口で受け取るか、区ホームページからもダウンロードいただけます（区立学校でも配布しています）。

（提出先：〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所11階））



3 申請の締切

令和8年4月30日（木）

※郵送または持ち込みの場合は、令和8年4月30日の午後5時まで（消印有効）

※期限を過ぎても受付は随時しますが、申請月の翌月からの認定（ただし、申請月の1日は当月の認定）となるため、それより前の月分の援助は受けられません（支給額が少なくなります）。

※令和8年度就学援助の最終申請期限は令和9年3月1日です。

（郵送または持ち込みの場合は令和9年3月1日午後5時（必着））

※郵送事情により期限までに申請書が届かなかった場合は、責任を負いません。

4 申請時に必要な書類

◆添付書類について


(1) 全員共通

- ・申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
 - ※ゆうちょ銀行を指定される場合は、原則通帳のコピーを添付してください。
 - ※ネットバンクやWeb通帳等をご利用の方は、金融機関等から発行または送信された以下の内容の確認できるスクリーンショットなど
(金融機関名・支店名・普通預金・口座番号・口座名義人)
 - ※学校指定金融機関の口座をお持ちの方は、そちらもご利用いただけます。
 - ※昨年度までは提出不要な場合がありましたが、今年度から全員必要となりました。

(2) 申請理由で「住民税が非課税・減免されている」または「経済的な理由で援助を必要とする」を選択した方

●令和8年1月1日時点で墨田区に住民登録のない方

以下の①または②のいずれかの書類を提出してください

	提出書類	備考
①	令和8年度住民税課税(非課税)証明書 ※同一世帯の方に扶養されているお子様を除く、 同一世帯の全員分のもの。	令和8年1月1日時点で住民登録のあった区市町村にて、取得可能です。(取得可能時期については、各自治体へご確認ください) ※令和7年中の所得金額の記載があるものが必要になります。
②	・マイナンバー利用同意書(就学援助申請用) ・マイナンバーカード ※同一世帯の方に扶養されているお子様を除く、 同一世帯の全員分のもの。 ※直接持参の場合は窓口で原本を提示、郵送の場合は原本のコピー(両面)を提出。	学務課窓口 に直接持参 もしくは 郵送 で提出してください(学校での受付は不可)。令和8年1月1日時点で住民登録のあった区市町村に世帯員の税情報の照会をかけます。 ※電子申請の場合でも、②の書類については別途、直接持参もしくは郵送での提出が必要になります。 ※「マイナンバー利用同意書(就学援助申請用)」は、区ホームページ(右のQRコード)よりダウンロードするか、学務課の窓口でお受け取りください。 

●令和8年1月1日時点で墨田区に住民登録のある方

提出書類は(1)の通帳またはキャッシュカードの写しのみ

※ただし、令和8年度(令和7年分)の住民税が未申告の場合、審査ができません。
速やかに申告手続きをしてください(収入がなくても申告が必要となります)。

必要書類が提出期限までに用意できない場合でも、申請は期限までにしてください。期限を過ぎてからの申請は、支給額が少なくなります。必要書類は、用意ができたらずくに提出してください。

5 認定結果の通知

認定結果の通知は、7月上旬頃に申請者宅へ郵送します。

申請内容に不備または添付書類の不足があった場合は、連絡させていただく場合があります。訂正のうえ、郵送等により速やかに再提出してください。

6 支給方法

「5 認定結果の通知」で「認定」となった方には、申請時に記入いただいた口座に就学援助費を振り込みます。

※振込口座は翌年4月まで使用しますので、変更があった場合は変更届をご提出ください。

※前年度の支給実績を参考に裏面に掲載していますので、ご参照ください。

7 留意事項

- ・申請された家族構成が住民登録と異なる場合は、状況の確認のため、生計関係の確認をさせていただく場合があります。
- ・今年度からは児童扶養手当証書、国民年金保険料免除の証書の提出は不要になりました。

8 その他

就学援助については、区ホームページにも掲載しております。

PCなどで申請する場合は、「墨田区 就学援助」で検索してください。

電子申請用フォームへのアクセスや、申請書及び変更届のダウンロードはホームページからも可能です。



《 問合せ・提出先 》

墨田区教育委員会事務局 学務課事務担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号(墨田区役所11階)

電話:03(5608)6303 / FAX:03(5608)6411

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

援助の内容（参考：令和7年度実績）

認定区分「要保護」：現在、生活保護を受けている方

「準要保護」：世帯の所得額が生活保護基準額に準ずる程度の方（その他援助を必要と認められる方）

（注）生活保護を受けている方の援助対象外の費目は、福祉事務所から支給されます。

以下の表は、令和7年度の実績のため、費目・支給額とも変更することがあります。

（単位：円）

費目	認定区分		支給額									備考		
	要	準要	小学校						中学校					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
給食費	月額	×	○	/						/			学校給食費公費負担の開始に伴い、令和5年10月以降の支給はなし	
学用品費	4月分	×	○	1,313	1,577				2,543	2,873		転出した場合は、返納していただく場合があります。		
	5月分以降			1,307	1,573				2,537	2,867				
校外活動費	実費	○	○	交通費及び見学科の実費									校外授業で参加児童生徒が均一に必要なとする経費	
新入学児童生徒学用品費（入学準備金）	年額	×	○	57,060	/				63,000	/		入学前に支給済み（ただし、前年度に支給されていない方で、入学後4月1日認定者のみ対象）		
運動着費	年額	○	○	/						10,280	/		体育授業時の運動着の経費	
クラブ活動費	年額	×	○	/			240			1,230			クラブ活動にかかる経費 中学校は部活動入部者のみ	
修学旅行費	限度額	○	○	/						73,520			交通費、宿泊費、見学科等参加生徒の保護者が均一に負担する経費	
メガネ購入費	限度額	×	○	20,200									メガネ（コンタクトレンズ含）の購入経費（年度内1回分の購入費のみ） 認定後、別途申請が必要	
体育実技用具費	限度額	×	○	/						7,860			体育授業時の武道の実施に係る購入経費（年度内1回分の購入費のみ） 認定後、別途申請が必要	
医療費	実費	○	○	給付の対象となる病気 1. 目の病気 2. 皮膚の病気 3. 耳の病気 4. 鼻の病気 5. のどの病気 6. う歯（むし歯） 7. 寄生虫病 トラコーマ（トラホーム）、結膜炎 白癬（たむし）、疥癬、膿痂疹（とびひ） 中耳炎 慢性副鼻腔炎 アデノイド （虫卵保有を含む）										
				病院等で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分が対象となります。 なお、「子ども医療証」（子ども医療費助成制度）をお持ちの方は、そちらを優先してください。										
● 医療券が必要となりますので、受診される前に学校に申し出ください。 （墨田区立学校以外は、教育委員会に申し出ください。）														

支給期	給食費（※）	学用品費	校外活動費	新入学児童生徒学用品費（入学準備金）	運動着費	クラブ活動費	修学旅行費	メガネ購入費	体育実技用具費	医療費
7月下旬	4～7月分	4～6月分	/	/	○	○ 小学校4～6年生	/	/	/	（直接医療機関へ振り込まれません）
9月末	9～12月分	7・8月分	実施後の支給期	入学前に支給済み（ただし、前年度に支給されていない方で、入学後4月1日認定者のみ対象）	/	○ 中学校部活動入部者のみ（入部状況確認後の支給期）	実施後の支給期	購入後申請があった後の支給期	/	
1月末	1～3月分	9～12月分								
3月末	1～3月の途中認定者	1～3月分								

● 3月末の支給期に間に合わない分がある場合には、令和9年4月末までに支給します。

● 墨田区立学校以外の在籍者の「給食費」「校外活動費」「修学旅行費」「クラブ活動費（中学校）」の金額については、通学先の学校等に調査を行い、保護者が負担した額と墨田区基準額を比較し、低い金額の方を4月末までに振り込みます。